

一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会 定款

許可日 昭和47年4月14日
改正 昭和53年9月8日
改正 昭和56年10月13日
改正 昭和59年1月6日
改正 昭和59年7月26日
改正 昭和62年7月16日
改正 平成13年7月2日
改正 平成24年4月1日

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会（英文名 JAPAN FRANCHISE ASSOCIATION. 略称「JFA」）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本会は、理事会の議決を得て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、適正なフランチャイズ・システムの健全な発展を通じて、流通・サービス業に係わる企業の経営水準の向上と流通の合理化に寄与し、もって地域社会の発展と国民生活の安定・安心向上に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) フランチャイズ・システムの調査及び研究
- (2) フランチャイズ・システムに関する規範の策定
- (3) フランチャイズ・システムに関する普及啓発
- (4) フランチャイズ・システムに関する指導及び相談
- (5) フランチャイズ・システムを通じた社会貢献活動
- (6) フランチャイザー及びサブ・フランチャイザーの登録
- (7) フランチャイズ・システムに係わる事業者間の交流
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(種別)

第5条 本会は、会員を次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の倫理綱領に賛同するフランチャイザーであって、日本国内において2年以上の実績を有するフランチャイジーを原則として10以上有するフランチャイザー
- (2) 準会員 本会の倫理綱領に賛同するフランチャイザーであって、正会員以外のフランチャイザー
- (3) 研究会員 フランチャイズ・システムに関心をもつものであつて、本会の研究活動に参加するもの
- (4) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業に協力しようとするもの
- (5) 名誉会員 フランチャイズ・システムの普及発展に関し功労のあつたもの及び学識経験のあるもの

2 前項の会員に関する細目は、総会において別にこれを定める。

(入会)

第6条 本会の会員にならうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 法人又は団体たる会員にあつては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者(以下「会員代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員が本会を退会しようとするときは、理事会において別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 法人又は団体が解散し、又は破産したとき
- (4) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき
- (5) 総正会員が同意したとき

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって、これを除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が第8条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務

を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、すでに納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、総会の日の2週間前までにその通知を発しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、前条第2項の規定により請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席正会員のうちから議長を選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議)

- 第18条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により議決権を行使する正会員は、前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

- 第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された2名以上が記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第20条 本会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 26名以上31名以内
 - (2) 監事 2名又は3名
- 2 理事のうち1名を会長、2名又は3名を副会長、1名を専務理事、5名以上9名以内を常任理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第21条 理事及び監事は、総会において、正会員(法人又は団体の場合にあつては、会員代表者とする。以下同じ。)のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては4名、監事にあつては1名を限度として正会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。
- 2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その業務執行にかかる職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を統括する。
- 5 常任理事は、幹部会に出席し、理事会に提出すべき議案について審議し、理事会に進言する。

- 6 会長、副会長、専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 8 前項の規定は、第6項の規定による報告には適用しない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の現任者の残任期間とする。
- 5 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 前項の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第26条 理事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で報酬を支給することができる。

- 2 監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で報酬を支給することができる。
- 3 役員には、その職務を遂行するに当たり生じた費用を弁償することができる。

(責任の免除又は限定)

第27条 本会は、役員一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する役員(役員であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

(顧問)

第28条 本会に、顧問5名以内をおくことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
- 4 第24条1項の規定は、顧問について準用する。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事、常任理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 会長が欠けた場合の理事会では、出席した理事及び監事は、第1項の議事録に記名押印しなければならない。

(幹部会)

第35条 本会に幹部会を置く。

- 2 幹部会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって構成する。
- 3 幹部会は、理事会に提出すべき議案を審議し、理事会に進言する。
- 4 幹部会は、会長が必要と認めた場合に開催し、会長が招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各幹部会構成員が幹部会を招集する。
- 5 幹部会の議長は、会長がこれにあたる。会長が欠けた場合の幹部会の議長は、出席者の互選による。

6 幹部会は、構成員の過半数の出席を持って成立する。

(部会)

第 36 条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、部会を設けることができる。

2 部会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。

3 部会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(委員会)

第 37 条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(事務局)

第 38 条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を得て、会長が任免し、職員は、会長が任免する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の管理)

第 39 条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。

(事業年度)

第 40 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第 43 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補 則

(実施細則)

第48条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(登録事業運営規程)

第49条 第4条第6号に掲げる事業に係る業務の基本的事項については、総会において別にこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は櫻田 厚とし、最初の副会長は、山本善政、上田準二、宮下雅光とし、最初の専務理事は、木村知行とし、最初の常任理事は、井阪隆一、大島康広、新浪剛史、浜島俊哉、三津川一成とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。